

家畜衛生だより号外

平成30年10月23日

紀北家畜保健衛生所

電話 073 (462) 0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739 (47) 0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735 (58) 1481

国内で今季初 野鳥の糞便から

低病原性鳥インフルエンザ ウイルス検出！

平成30年10月22日、千葉県で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7亜型）が検出されました。

今季初めての本病ウイルスの確認となります。

近隣の台湾や中国では、通年的に高病原性鳥インフルエンザが確認されているうえ、韓国では平成30年10月以降、野鳥から3件のH5N2亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

本格的な渡り鳥のシーズンを迎えることから、高病原性および低病原性鳥インフルエンザの我が国での発生リスクは極めて高まっています。

改めて、飼養衛生管理基準の確認および遵守の徹底をお願いします

➤ 人・物・車両によるウイルスの持込みを防止しましょう

ウイルスはどこにでもあると考え、衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒を徹底しましょう。衛生管理区域は専用の衣服、靴を着用し、家きん舎ごとに専用の靴を使用しましょう。

➤ 野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕を行きましょう。
- ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓を行きましょう

周辺に水辺がある農場は、特に上記対策を徹底しましょう。

死亡羽数が急激に増加したり、いつもと違う症状を見つけたら、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください！